

## 養子制度に関連する論点について

### 第1 養子縁組制度全般について

- 1 法律的親子関係に基づく法律関係（相続権，扶養義務等）のうち一部だけが発生する制度を創設する必要はあるか。
- 2 子を有する者が婚姻をしたことにより同人と子の氏が異なることになったときは，子は，家庭裁判所の許可なく，届出だけで，従前氏を同じくしていた父又は母と同一の氏を称することができるものとする必要はあるか。

### 第2 普通養子縁組について

#### 1 民法第792条（養親となる者の年齢）関係

- (1) 養子となるべき者は未成年者に限るものとすべきか。
  - (2) 養親の年齢（第792条）を引き上げるべきか。
  - (3) 養親子間に一定の年齢差を必要とすべきか。
- ☆(4) 縁組意思の有無が問題になる場合（例えば，専ら氏の変更を目的とする場合）の養子縁組の効力について規定を設ける必要はあるか。<sup>1</sup>

#### 2 第795条関係（配偶者のある者が未成年者を養子とする縁組）

- (1) 配偶者の嫡出でない子であっても，単独で養子縁組をすることができるものとする必要はないか（民法第817条の3第2項も同じ。）。
- (2) 共同縁組の必要性を緩和すること（成年養子と同様に配偶者の同意があれば単独で養子縁組ができる，別居中であれば単独で養子縁組ができるなど）を検討する必要はあるか。

---

<sup>1</sup> ☆印を付したものは，資料2-2

### 3 民法第797条（15歳未満の者を養子とする縁組）関係

- (1) 第797条について、次のいずれかの案の採否を検討する必要があるか。
  - ア 代諾の制度を存置する案
    - 甲案 現行法どおりとする案
  - イ 代諾の制度を廃止する案
    - 乙案 養子をしようとする者が家庭裁判所の審判を得て単独で縁組をすることができるものとするが、養子となるべき者に法定代理人があるときは、その同意を要するものとする案
    - 丙案 乙案における法定代理人の同意は、家庭裁判所が審判をする際に考慮すべき事情とすれば足りるものとする案
- (2) (1)のほか、代諾の制度を見直す必要があるか。
- (3) 養子となる者の父母であって代諾について同意を得なければならないものの範囲を拡大する（現在は監護をすべき者の同意のみで足りるが、その範囲を拡大する）必要があるか。
- (4) 養子となるべき者が15歳以上の未成年者である場合については、その法定代理人の同意を要するものとするべきか否かについて検討する必要があるか。
- (5) 養子になろうとする者が15歳未満であっても一定の年齢を超えている場合には、同意を得なければならないものとする必要があるか。
- (6) 後見人が被後見人を養子とする場合には、民法第794条と同様の趣旨に基づき、家庭裁判所の許可を得なければならないものとする必要があるか。

### 4 民法第798条（未成年者を養子とする縁組）関係

- (1) いわゆる連れ子養子及び孫養子を例外とせず、全ての未成年養子縁組の成立について裁判所の許可を要するものとする必要があるか。
- (2) 未成年者を養子とする場合における家庭裁判所の審判の効力について、次のいずれかの案の採否を検討する必要があるか。
  - 甲案 現行法どおりとする案
  - 乙案 審判によって縁組が成立するものとする案

丙案 15歳未満の者を養子とする縁組だけで乙案のとおりとする案

## 5 民法第811条（協議上の離縁）関係

- (1) 未成年の養子縁組について、離縁に家庭裁判所の許可を要するものとする必要はあるか。
- (2) 養親死亡後の離縁について、次のいずれかの案の採否を検討する必要があるか。

甲案 現行法どおりとする案

乙案 養親死亡後は離縁を認めないものとする案

丙案 当事者の一方の死亡により法定血族関係及び養族関係は消滅するが、扶養、相続等の関係については、別個に考慮すべきものとする案

## 6 民法第814条（裁判上の離縁）関係

未成年の養子の保護のため、縁組の当事者の申立てによらないで離縁の裁判をすることができるものとすべきか否かについて検討する必要があるか。その他第814条について検討すべき課題はあるか。

## 第3 特別養子縁組制度について

### 1 第817条2関係（特別養子縁組の成立）

- (1) 児童相談所長による申立てを認めることを検討してはどうか。
- (2) 特別養子縁組成立の手続を、ある子について特別養子縁組が相当であるかを判断する第1段階目の手続と、その子と養親候補者が縁組みすることが相当であるかを判断する第2段階目の手続とに分離することを検討してはどうか。その場合、第1段階目の手続の申立権者に児童相談所長を加えるとともに、実親の同意は第1段階目の手続でのみ要件となることを検討してはどうか。

### 2 第817条の4（養親となる者の年齢）、第817条の5（養子となる者の年齢）関係

- (1) 養親となるべき者の年齢要件についてどのように考えるべきか。
- (2) 養子となるべき者の年齢の上限を引き上げることを検討してはどうか。

### 3 第817条の6（父母の同意）関係

- (1) 同意の撤回を制限することを検討してはどうか。
- (2) 民法第817条の6ただし書について、同意が不要となる要件を明確化する必要はあるか。
- (3) 親権喪失の審判がされたもののうち一定の類型については父母の同意を不要とする必要はあるか（当該類型について、相続権、扶養請求権等の帰趨について検討する必要があるか）。

### 4 第817条の7（子の利益のための特別の必要性）

- (1) 「特別な必要性」という要件を緩和する必要があるか。
- (2) 養子が成年に達したとき等に、普通養子縁組から特別養子縁組への転換又は実親子関係の終了を可能とする必要があるか。

### 5 第817条の10（特別養子縁組の離縁）

養子の請求による離縁の要件を緩和することを含め、特別養子縁組の離縁事由を見直す必要があるか。

### 6 その他

- (1) 特別養子となった子については、父が認知をすることができないことを明文化する必要があるか。
- ☆(2) 特別養子となった子の出自を知る権利をどのように保障するか。また、これに関連して、戸籍の記載のあり方について見直す必要があるか。

以上